

岡山市地域子育て支援拠点事業委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

岡山市地域子育て支援拠点事業委託業務

2 業務内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

3 基本事業

実施すべき基本事業（以下「基本事業」という。）は、次のとおりとする。

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

- ・設備、備品を整え、利用者にとって居心地の良い場となる雰囲気づくりに努めること。
- ・子育て親子が気軽に集い交流を深めることができるように職員間の相互連携を密に行い、利用者を温かく迎え入れるよう努めること。

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

- ・子ども一人ひとりの発達や個性を理解し、さまざまな人とのかかわりの中で子どもの成長を促すよう努めること。
- ・保護者の主体性を尊重し、保護者の感情に寄り添い、職員自身の価値観の押し付けとならないよう適切な支援を行うこと。
- ・個別に相談を受けることができるよう相談者のプライバシーに配慮するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携すること。

ウ 地域の子育て関連情報の提供

- ・子育て情報や地域の支援活動情報を常に最新の内容に更新し、利用者へ適切に提供すること。
- ・拠点施設の存在を広く周知するため、チラシやパンフレットなどの紙媒体に加え、ウェブサイトやSNSなどの電子媒体等を積極的に活用し、利用者の増加につなげること。

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

- ・話題性や人気といった面だけにとらわれず、利用者のニーズを把握し、子育ての楽しみの増加や負担軽減につながるような講習等を実施すること。

4 実施場所

次の要件をすべて満たすこと。

- #### ア 保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設、空き店舗、賃貸物件（オートロック付きのマンションを除く）等の子育て親子が集う場として適した場所であること。

また、次のいずれかに該当する物件であること。

- 1) 運営団体が所有する物件または事業開始までに所有権を取得する見込みである物件。
 - 2) 事業開始に支障のない時期までに賃借が可能となる物件。ただし、転賃物件は不可とする。
- イ 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- ウ 概ね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること（専用スペースで概ね 40 平方メートル以上）。
- エ ベビーカーおよび自転車が駐車できるスペースを確保すること。また、自動車が駐車できるスペースを敷地内または近隣に確保するよう努めること。

5 実施要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ア 週 3 日以上、かつ 1 日 5 時間以上開設すること。
（休日等で週 3 日未満の開設となる時は事前に市と協議すること。）
- イ 開所曜日については、選定後、業務委託の開始時までには岡山市と協議の上決定すること。
- ウ 「3 基本事業」のアからエの 4 事業を常時実施すること。なお、屋外のみで実施することはできない。
- エ 子育て親子が相互の交流を行う場の提供である趣旨を踏まえ、複数の親子が幅広く来場するよう、内容の充実や広報を積極的に行うこと。
- オ 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を 2 名以上配置すること（非常勤でも可）。
- カ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

6 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあつては、市との協議の上、次の要件を満たすことにより、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができる。

- ア 開設日数は、週 1～2 日、かつ 1 日 5 時間以上とすること。
- イ 常設拠点の職員が、必ず 1 名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- ウ 年間を通して同じ場所で開催すること。ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

7 地域支援

介護、障害、子ども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施することを踏まえ、全ての拠点において地域全体で子どもの育ち・親の育ち

を支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構図を図るための以下に掲げる取組を積極的に実施すること。

- ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組
- オ 複合的な課題を抱える世帯に対して包括的なサポートを行うために関係機関に適切な連携を行う取組

8 利用料

原則として無料とすること。ただし、イベントや講習会等の実施に係る材料費等の実費相当額（講師謝金などを除く）で、個人の利用に係る少額の経費に限り、利用者から徴収できる。

9 防災・安全管理

次の要件を満たすこと。

- ア 昭和 56 年耐震基準に基づき設計された建物である等、応募時点で耐震に関して安全性が確認されていること。
- イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）および岡山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 16 号）の規定により、消防用設備等（消火器、自動火災報知設備、誘導灯など）の設置や各種届出（防火管理者の専任届出書、消防計画作成届出書など）が必要となる場合、事前に管轄の消防署に相談すること。
- ウ 避難経路および避難場所等について職員間で共有をしておくとともに、年 2 回以上避難訓練を実施すること。
- エ 安全管理の徹底及び事故防止に努め、事件、事故、災害等の発生時に対応できるよう、緊急マニュアルを作成すること。
- オ 利用者の事故防止のため、施設内の備品の安全管理に努めるとともに、安全が担保できない状態となった際には速やかに修繕等を行うこと。
- カ 感染症等が拡大することの無いよう、清掃、消毒等を定期的に行うこと。

10 保険

事業の実施に当たっては、必要に応じて利用者および職員等を対象とした傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

11 事業報告等

次のとおり実施すること。

- ア 実施月の翌月 10 日までに、所定の様式により、事業実施に係る書類を地

域子育て支援課まで提出すること。

- イ 年間の事業完了後、岡山市が指定する日までに、別途指定する事業実施に係る書類を提出すること。
- ウ 報道機関等から取材等があった場合は、速やかに岡山市へ報告すること。
- エ その他、岡山市が必要であると判断し提出を依頼する場合に応じること。

1 2 業務の再委託

本件業務の全部または大部分を再委託することはできない。ただし、印刷、チラシの配布等の簡易な業務の再委託は行うことができることとする。

簡易な業務を再委託する場合、あらかじめ再委託する内容を市と協議の上、承認を得るものとする。

1 3 その他

次の要件を満たすこと。

- ア 事業の実施に当たっては、「岡山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」その他関係法令等を遵守し、本市の指導及び指示に従うこと。なお、関係法令等の改正により、業務内容等について変更する場合がある。
- イ 受託事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- ウ 受託事業者は、事業従事者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への参加を促すこと。また、市が主催する関係者連絡会に事業従事者を出席させ、事業目的達成のため情報交換、情報収集、研鑽に努め、実施内容の向上に努めること。

1 4 委託料

本業務を実施するために必要な金額を以下のとおり支出する。

- ア 委託料は、総額から開設準備費を除いた額を、6月～10月分・11月～3月分に等分割し、上半期分は6月以降、下半期分は11月以降にそれぞれ請求に基づき前金払いする。
- イ 開設準備費は、事業実施にあたり、礼金、開設前月の賃借料の他、施設内の改修・設備費及び備品購入費を対象経費とし、事前に市と協議し市の承認を得たものに限る。
なお、令和8年4月1日から令和8年5月31日までに納品・支払いしたものを対象とし、実費を支払う。
躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎等）に関わる工事は対象外とする。